

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。  
愛知自治体キャラバンは、2024年で45年目を迎えます。この間、子ども医療費無料制度、介護保険の住宅改修・福祉用具受領委任払い、障害者控除の認定書発行、国保料の減免制度の拡充、任意予防接種助成、妊産婦健診事業などの諸施策が実施・拡充されました。多大なご尽力をいただき感謝いたします。

しかしながら、コロナ禍で打撃を受けた住民の暮らしや生業は、異常な物価高と円安に加え、各種支援の打ち切りや貸付の返済等により負担が増えています。加えて、国保・介護・後期高齢者の保険料大幅引き上げ、後期高齢者の医療費負担の2倍化や介護保険利用料の見直しと給付の縮小、年金実質給付額が12年間で7.8%下がるなど国民の負担が深刻になっています。

また、介護保険の「訪問介護」の報酬引き下げは、訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなどもあり、関係者からは緊急に再改定を求める声が強まっています。さらに、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場での混乱や負担も大変です。

つきましては、国の制度縮小と国民負担増の影響や自治体からのご要望についても率直な意見交換を期待しております。そして、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先にし、地域住民のいのちとくらしを守る制度の改善のために以下の陳情項目の実施をお願いいたします。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

##### 情報政策課

令和3年度に策定した「瀬戸市ICT戦略推進プラン」では、策定の基本方針として「生活者目線」「オリジナリティー」などを掲げ、ICTの利活用について検討を行いました。現在、「瀬戸市DX 重点取組み事項のロードマップ」を毎年度更新し、市民生活の利便性向上に向けて、各種施策に取り組んでおります。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

##### 情報政策課

手続きなどのデジタル化は、現在の手続きの利便性を高めるものとして、従来の手続きに追加して行われるものと考えております。また、デジタルデバインド対策として、市内各所の公民館や公共施設などで高齢者や障害者といった方々を対象としたスマートフォン講座や相談会等を開催しております。

#### 【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1. 安心できる介護保障

##### ★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

**高齢者福祉課**

介護保険料と所得段階については、瀬戸市高齢者総合計画策定時に給付と負担のバランスの観点から総合的に判断していきます。第1段階・第2段階の免除については、実施する予定はありません。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

**高齢者福祉課**

介護保険料の減免につきましては、介護保険法に基づいて条例及び要綱で定めており、現在のところ拡充の予定はありません。

- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

**高齢者福祉課**

利用料の低所得者への減免につきましては、介護保険法において、利用料を減免できる要件が省令に規定されており、現在のところ拡充の予定はありません。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

**高齢者福祉課**

利用料の低所得者への減免につきましては、介護保険法において、利用料を減免できる要件が省令に規定されており、現在のところ拡充の予定はありません。

- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

**高齢者福祉課**

市独自の補助制度は考えておりません。

## (2) 介護保険サービス

- ★①介護報酬引き下げ、物価高騰により苦境に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援をしてください。

**高齢者福祉課**

現在のところ財政支援を実施する予定はありません。

- ②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

**高齢者福祉課**

介護予防アセスメントを実施する中で本人の状態を把握し、必要なサービスを提供することとなっております。

- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

**高齢者福祉課**

福祉用具貸与の対象品目については縮小しておりません。また、介護保険法等に基づき要介護度別に利用できる品目が決められております。

## ★(3) 基盤整備

- ①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

**高齢者福祉課**

介護サービス事業者に対し、引き続き運営指導にて是正すべきことがあれば、改善要求します。

- ②要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、

広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

**高齢者福祉課**

特別養護老人ホームの特例入所措置については、「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」に基づき判断することとなっております。

**★(4)介護人材確保**

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさな  
い形で実施してください。

**高齢者福祉課**

瀬戸市独自施策の実施は考えておりません。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

**高齢者福祉課**

介護サービス事業者に対し、引き続き運営指導にて是正すべきことがあれば、改善要  
求します。瀬戸市独自の財政支援を行う考えはございません。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

**高齢者福祉課**

介護サービス事業者に対し、引き続き運営指導にて是正すべきことがあれば、改善要  
求します。

**(5)高齢者福祉施策の充実**

- ★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、  
加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

**高齢者福祉課**

補聴器購入助成制度並びに無料検診事業を実施する予定はございません。

- ②サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。そ  
の他、介護予防にかかる地域支援事業に自治体として必要な事業費を確保してください。

**高齢者福祉課**

すでに、市内3箇所まで通いの場(サロン)を民間団体に委託して実施しており、認知症  
カフェ(せとらカフェ)に対する運営費の補助を行っております。

- ③高齢者・障害者などの外出支援の施策を充実してください。

**高齢者福祉課**

本市では、移動支援という事業を行っております。買い物の際にジャンボタクシーによ  
る送迎や、地域の体育館を利用しボッチャの体験会やストレッチ講習会などを開催す  
る際には、その送迎を行っております。

**(6)認知症高齢者の福祉施策の充実**

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推  
進計画」を作成してください。

**高齢者福祉課**

基本計画及び都道府県計画を基本とし策定に努めなければならないため、国・県の計  
画が作成されたのち、作成します。

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さら  
に拡充してください。

**高齢者福祉課**

2022年7月よりすでに実施しており、保険料全額補助しております。

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘

れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

**高齢者福祉課**

無料検診事業を実施する予定はありません。

**★(7)障害者控除の認定**

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を障害者控除の対象としてください。

**高齢者福祉課**

要介護認定を受けている65歳以上の方で、6か月以上寝たきりの状態で食事、排せつ等の日常生活に支障がある方及び知的障害者、身体障害者などと同程度の障害のある方については、障害者控除の対象となる認定書を交付しております。すべての要介護認定者を障害者控除の対象とすることは考えておりません。

- ②すべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上の人に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

**高齢者福祉課**

対象者全員へ申請書を送付しており、申請があった方には送付しております。今後も自動的に個別送付をする予定はなく、申請があった方に送付します。

**2. 国保の改善**

**★(1)保険料(税)の引き下げ**

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

**国保年金課**

歳入と歳出のバランスや受益と負担の関係等を踏まえて総合的に判断してまいります。

- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

**国保年金課**

繰越金や基金につきましては、中長期的な視点から被保険者の負担が急激に増加することのないよう活用していきます。

**★(2)保険料(税)の減免制度**

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

**国保年金課**

政令で定める基準に従い、適切に保険料の減免を行っておりますので、現段階において、低所得世帯のための保険料の減免制度を新たに実施・拡充する考えはございません。

- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

**国保年金課**

政令で定める基準に従い、適切に保険料の減免を行っておりますので、現段階において、18歳までの子どもの保険料の減免制度を新たに実施・拡充する考えはございません。

- ③収入減少を理由とした減免制度を、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

**国保年金課**

政令で定める基準に従い、適切に保険料の減免を行っておりますので、現段階において、収入減少を理由とした保険料の減免制度を拡充する考えはございません。

### ★(3)保険料(税)滞納者への対応

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す制裁措置を行わないでください。

#### 国保年金課

現在、特別療養費の対象者はいません。滞納者に対しては、従来どおり納付勧奨や納付相談を行っていきます。

- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

#### 国保年金課

法律に基づいて適切な処理に努めてまいります。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

#### 国保年金課

差押えは、財産調査等を行った上で、支払い能力があるにも拘わらず納付しない方に対して、分納約束をしても何度も不履行を繰り返す場合は、差押え予告を送付し、それでも納付に応じない場合にのみ、法令を遵守し、実施しております。また、生活再建の支援が必要な方については、仕事・生活自立相談窓口に繋げるなど、他の福祉部署と連携を図っております。

### (4)傷病手当金・出産手当金

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

#### 国保年金課

現段階において独自に制度を設ける考えはありません。

### (5)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

#### 国保年金課

基準を変更する予定はありません。

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

#### 国保年金課

制度について掲載した「瀬戸市国保の手引き」を全戸配布する等、周知を行っています。

### (6)高額療養費の申請手続を簡素化

- ①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

#### 国保年金課

70歳から74歳については、令和2年1月診療分から支給申請手続を簡素化しています。また、70歳未満については、令和5年2月診療分から簡素化しています。

### ★(7)資格確認書の発行

- ①保険証の新規発行を停止する2024年12月2日以降も、国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書は自動的に発行してください。

#### 国保年金課

資格確認書の交付対象者については、当面の間、申請によらず交付する予定です。

### 3. 生活保護・生活困窮者支援

#### (1) 生活保護制度

- ★①生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。

**社会福祉課**

法令に従い適切に行っております。

- ★②相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

**社会福祉課**

相談は丁寧に対応し、申請権を侵害しないよう、法令に従い適切に行っております。

- ★③扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

**社会福祉課**

厚労省通知の趣旨を踏まえ、適切に行っております。

- ④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

**社会福祉課**

法令に従い適切に行っております。なお、当市には生活保護法に基づく救護施設はありません。

- ⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

**社会福祉課**

法令に従い適切に行っております。

- ⑥車の使用については、障害があるなど個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

**社会福祉課**

法令に従い適切に行っております。

- ★⑦ケースワーカーの担当世帯数は国の標準を上回ることはないようにしてください。ケースワーカーや面接相談員は、有資格の正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

**社会福祉課**

法令に従い適切に行っております。なお、現業員は正規職員で配置し、外部委託は行っておりません。

- ⑧単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

**社会福祉課**

現在、女性現業員も配置しております。

#### (2) 生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。

**社会福祉課**

本市は自立相談支援事業を直営で実施しております。また、関係機関とも連携の強化

に努めております。

- ②相談員は社会福祉士など専門職員を正規職員で配置し、研修を充実してください。

**社会福祉課**

相談員の配置は、各種事業の実施に必要な資格や実務経験といった、職員の能力及び適性等を踏まえて実施しております。

研修については、国や県等が主催する研修を中心に参加し、研鑽に努めております。

- ③低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業を創設・拡充してください。

**社会福祉課**

低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業は、実施を予定しておりません。

#### 4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

**国保年金課**

誰もがいきいきと健康に暮らすことができるまちづくりは重要であり、その中で、福祉医療制度が果たす役割は大きいと考えております。一方、現行の制度においては、医療費の増加が見込まれており、制度のあり方は、慎重に検討していく必要があると考えます。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

**国保年金課**

子ども医療費助成制度は、中学生(15歳年度末まで)の入通院費全額助成に加え、令和3年4月1日から高校生世代(18歳年度末まで)の入院費についても全額助成へと拡大しました。高校生世代(18歳年度末まで)の通院については、令和6年10月1日から全額助成へと拡大します。

なお、入院時食事療養費の標準負担額を助成する予定はありません。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

**国保年金課**

精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、かつ、自立支援医療受給者証(精神通院)を所持されている方に対して、全疾病を対象とした助成へ拡充しており、現時点で現状を変更する予定はありません。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

**国保年金課**

後期高齢者がいきいきと健康に暮らすことができるまちづくりは重要であり、その中で福祉医療制度が果たす役割は大きいと考えております。一方、現行の制度においては、医療費の増加が見込まれており、現時点で現状を変更する予定はありません。

- ⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

**国保年金課**

妊産婦医療費助成制度を創設する予定はありません。

#### 5. 子育て支援

##### (1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒

の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

**こども未来課**

既に、子ども食堂や居場所づくりに対して補助を行っております。

**社会福祉課**

学習支援事業をはじめとした事業により、既に支援を実施しています。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、必要な体制を整えてください。

**こども未来課**

令和7年4月に設置のため、9月に条例制定予定です。

## (2) 就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

**学校教育課**

本市では、就学援助の対象を生活保護基準額の1.25倍以下としており、現在のところ、変更する考えはありません。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

**学校教育課**

本市では、就学援助対象者に対して、Wi-Fiルーターの貸し出しを行っております。

- ③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

**学校教育課**

就学健診時や入学説明会での案内、年度始めや転入時に各学校で案内用紙を配布、申請を継続する保護者への申請書の直接配布、市ホームページで制度の案内を行っております。

## ★(3) 子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

**学校教育課**

給食費の無償化につきましては、国の施策と歩調を合わせながら進めます。

- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

**保育課**

国による減免対象範囲を上回る減免等を行う予定はありません。

## ★(4) 保育施策の抜本的拡充

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は自治体独自にさらなる改善を図ってください。幼児だけでなく、0・1・2歳児についても自治体独自に、公私間の格差なく、抜本的に改善してください。

**保育課**

国の改正基準での保育が実施できるよう努めてまいります。なお、1歳児は5対1で保育を行っております。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。待機児童や保留児童(隠れ待機児童)がいる場合の対策は認可保育所の整備・増設によって行ってください。

**保育課**

現段階では、公立施設の統廃合及び民間移管の予定はありません。保育士の確保を通じての対応を考えております。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設

の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。保育料無償化の対象とされた認可外保育施設等のうち、指導監督基準を下回る施設については、ただちに指導監督基準へ上げるための具体的な施策を実施してください。また、監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

#### 保育課

保育所への指導監査は実地で行っております。認可外保育施設等を除き保育士の配置は予定しておりません。認可外保育施設等のうち指導監督基準を下回る施設があれば指導監査基準に適合するよう指導します。

- ④ 育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

#### 保育課

待機児童が存在するため、一定以下の年齢の子については育休退園をお願いすることとしています。

## 6. 障害者・児施策

- ★① 自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

#### 社会福祉課

障害者手当に代わって、令和3年度より「真に効果のある障害者施策」を実施しております。

- ② 障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乘せしてください。

#### 社会福祉課

民間事業者による施設設立となるため、拡充は困難であると考えますが、設立の相談があれば、可能な限り応じてまいります。補助の実施はいたしません。

- ★③ 暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援などの十分な人員を確保できるよう、基本報酬を大幅に増額してください。

#### 社会福祉課

本人や家族のご希望、計画の趣旨を踏まえたうえで、個々の状況に応じた支給決定を実施しております。

- ④ 障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

#### 社会福祉課

国の定める基準に沿った運用を行っております。

- ★⑤ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

#### 社会福祉課

国の通知に基づき、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を把握したうえで、支給決定しております。

## 7. 予防接種

- ★① 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯

状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種について、自己負担無料の助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

**健康課**

带状疱疹のワクチン接種について、令和6年4月1日から接種費用の一部助成を開始しました。

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)のワクチン接種について、厚生労働省が専門分科会にて定期接種化を検討しているところであり、その動向を注視してまいります。

子どもや障害者のインフルエンザ、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)のワクチン接種について、現在のところ、助成制度の創設は予定しておりません。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

**健康課**

高齢者用肺炎球菌の定期接種について、現在の自己負担額を引き下げる予定はありません。任意接種について、助成制度を再開する予定はありません。

## 8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

**健康課**

産婦健診について、令和5年度から助成対象回数を2回に拡充しております。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

**健康課**

妊産婦歯科健診について、平成21年度から、母子健康手帳の交付時に無料受診券を発行しており、妊娠中又は出産後1年まで利用することができます。

また、妊産婦に限らず、30歳から80歳までの5歳刻みの節目の年には、歯科節目健診を受診していただくよう個人通知を実施しております。

- ③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

**健康課**

歯科衛生士について、歯科衛生士会の協力により、事業に必要な人員を配置することができているため、現在のところ、常勤での配置は予定しておりません。

## 9. 地域の保健・医療

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

**健康課**

地域に必要な病床数について、愛知県が愛知県地域医療構想を策定する際に検討しているものと認識しております。

- ②自治体病院の感染症予防計画における医療提供体制を充実してください。

**健康課**

本市、尾張旭市、長久手市の三市一部事務組合が運営する公立陶生病院について、愛知県地域医療構想では、尾張東部構想区域の医療資源とされています。当病院の医療提供体制は、当構想での位置付け等、総合的に検討されるものと認識しております。

- ③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

**健康課**

本市が実施する事業において、必要となる医師、看護師等の医療従事者は確保されておりますので、新たに確保対策を実施する予定はありません。

- ④保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

**健康課**

福祉保健センターにおける保健師等のスタッフについて、担当する事業を考慮し、必要な人員配置に努めております。

- ⑤避難所のバリアフリーを進めるとともに、障害の程度、介護ニーズなどに応じた個別対応やプライバシーの確保ができるようにしてください。また、福祉避難所の設置を進めてください。

**危機管理課**

要配慮者を含む避難者に対して、避難所のバリアフリーの推進、プライバシーの確保に努めています。また、災害時に備え、福祉事務所と福祉避難所の利用について、協定を締結しています。

**【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。**

**1. 国に対する意見書**

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

**国保年金課**

意見書を提出する考えはありません。

- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

**国保年金課**

意見書を提出する考えはありません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

**高齢者福祉課**

国庫負担の割合は定められております。

- ④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

**高齢者福祉課**

意見書を提出する考えはありません。

- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

**国保年金課**

意見書を提出する考えはありません。

- ⑥小中学校の給食費を無償にしてください。

**学校教育課**

意見書を提出する考えはありません。

- ⑦障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

**社会福祉課**

民間事業者による施設設立となるため、整備は困難と考えます。また、報酬単価や人員基準については、国が定めており、市で検討するものではございません。

- ⑧医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

**高齢者福祉課**

意見書を提出する考えはありません。

**社会福祉課**

意見書を提出する考えはありません。

**保育課**

意見書を提出する考えはありません。

**健康課**

意見書を提出する考えはありません。

**2. 愛知県に対する意見書**

- (1) 子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

**国保年金課**

意見書を提出する考えはありません。

- (2) 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

**国保年金課**

意見書を提出する考えはありません。

- (3) 学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

**学校教育課**

意見書を提出する考えはありません。

- (4) 地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

**健康課**

意見書を提出する考えはありません。

- (5) 地域医療介護総合確保基金について

- ①地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにしてください。

**高齢者福祉課**

周知を行い、活用していただいています。

**健康課**

意見書を提出する考えはありません。

- ②基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に関する手当を支給してください。また、保育分野にもひろげてください。

**高齢者福祉課**

基金を活用した新たな対策を実施する予定はありません。

**社会福祉課**

臨時交付金等を活用し、適宜支援を行っております。

**保育課**

意見書を提出する考えはありません。

健康課

意見書を提出する考えはありません。

以上